

大田原市告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

大田原市長 相 馬 憲 一

1 指定納付受託者の名称及び住所又は所在地

PayPay 株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定納付受託者の納付事務に係る歳入等

市民税（同時に課税する県民税及び森林環境税を含む）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

3 指定納付受託者の指定をした日

令和7年4月1日